

熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金 に関するよくあるお問合せ

1 制度概要

問1 利子補給補助金とはどのような制度ですか？

利子補給の対象となる融資に対して支払う当初3年間分の利子相当額を、年2回（上期と下期）に分けて助成する制度です。

問2 利子補給補助金の対象となる融資制度は何ですか？

県の融資制度「**熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金（令和2年5月1日創設）**」が対象となります。

※県の融資制度「熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対応分）」については、対象ではありません。

問3 「新型コロナウイルス感染症対応資金」とは、どのような融資ですか？

【概要】※令和3年3月31日保証申込分で取扱いを終了しています。

- ・ 融資上限額 6,000万円
- ・ 融資期間 10年以内（元金据置最長5年間）
- ・ 融資利率 1.9%以内

2 交付申請の方法

問4 どこに提出すればいいのですか？

下記住所へ提出してください。(原則郵送です)

【送付先】

〒862-8570 (住所記載不要)

熊本県商工振興金融課 利子補給補助金係 宛て

電話：096—386—8811 (平日8:30~17:15)

問5 申請に必要な書類は何ですか？

申請書類は以下のとおりです。

【初回】

- ・ 利子補給補助金認定書兼交付申請書兼請求書 (別記第1号様式)
- ・ 市町村発行：市町村認定書の写し
- ・ 金融機関発行：返済予定表等の写し (全てのページ)
- ・ 貸付返済口座の通帳の写し (通帳表紙の次のページ)
※当座預金で通帳がない場合は、口座番号、口座名義人 (フリガナ)、銀行名や支店名等がわかるような書類の写しの提出をお願いします。
- ・ **別紙申告書①~④のうち該当するもの**
※セーフティネット5号に基づく融資を受けている場合のみ

【2回目以降】 ※添付書類は基本不要です。

- ・ **利子補給補助金交付申請書兼請求書** (別記第1—2号様式)

問6 申請書類に不備があった場合はどうなりますか？

申請書類に不備や記入漏れがあった場合は、電話等で確認させていただきます。申請書の連絡先欄に、ご担当者名と、日中連絡のつく電話番号の 記入をお願いします。

なお、所定の期間内に不備が補正されない場合、その期間分の補助金のお支払いができなくなる場合があります。

問7 複数の金融機関から利子補給補助金の対象となる融資を受けています。ひとつの申請書でまとめて申請はできますか。

ご融資毎に申請が必要です。

各々の融資に応じた利子額の確認ができないためです。

(2回目以降も同様です)

問8 申請書はいつまでに出せばいいのですか？

申請期限は、以下のとおりです。【当日消印有効】

○令和4年上期 (R4/1/1～6/30) 支払い利子分：R4/7/10 まで

○令和4年下期 (R4/7/1～12/31) 支払い利子分：R5/1/10 まで

○令和5年上期 (R5/1/1～6/30) 支払利子分は：R5/7/10 まで

○令和5年下期 (R5/7/1～12/31) 支払利子分は：R6/1/10 まで

申請期限を過ぎた場合、該当する期間の補助金をお支払いすることができませんので、忘れないように期限内に提出してください。

なお、初回申請後も、年に2回の申請が必要です。(問9参照)

問9 2回目以降の申請はどうすればいいですか？

交付申請書兼請求書(別記第1-2号様式)の提出が必要です。

年2回、県から交付決定通知書を送付する際に様式を同封しますので、お早めにご提出ください。(添付書類は不要です。)

※申請内容に変更がある場合には、HP【4変更手続き】の欄をご覧ください。ただか、商工振興金融課までお問合せください。

特に、振込口座変更のご連絡がないと、振込予定日に振込ができない場合があります。

3 添付書類について（初回申請時のみ）

問10 初回添付書類の「市町村の認定書」とは、どのような書類ですか？

市町村認定書とは、「中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書」のことです。（市町村とは、事業所を管轄する市町村のことです。）

当資金を借りた場合、既に認定を受けていますので、お手元がない場合は借入れ先の金融機関にお尋ねください。

問11 初回添付書類の「償還（返済）予定表」をなくしてしまいましたが、どうすればよいですか。

金融機関において償還（返済）予定表の再発行をしていただくか、毎月の支払い利子額が確認できる書類など償還（返済）予定表と同じ内容が分かる代替書類の写しをご提出ください。

4 補助金の支払いについて

問12 補助金はどのように支払われますか？

初回申請書「（別記第1号様式）利子補給補助金認定書兼交付申請書兼請求書」にご記入いただいた口座宛に、年2回お振込みします。

※1) 振込口座等に変更がある場合は変更内容の確認できる公的書類の写しの提出が必要となります。詳細はHP【4変更手続き】の欄をご覧ください。

※2) 振込口座変更のご連絡がないと、振込予定日に振込ができない場合があります。

※3) 補助金を振り込む口座は、原則、当該融資の返済用口座です。

問 1 3 諸事情により返済予定口座が閉鎖される場合、補助金は支払われますか。

返済予定口座が閉鎖される（された）場合、個別に対応します。

まずは御一報をお願いします。

【返済予定口座の閉鎖が想定されるケース】

① 法人の破産、解散など

② 個人事業主の死去によるもの

※補助金の対象となる利子が存在し、債務を引き継いだ等の必要書類が提出されれば、補助金の対象となります。